

令和2年度

事業者用

# 「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内

市内に太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの創出を図る事業者に対して、経費の一部を補助します！

地球温暖化の主な原因である「二酸化炭素」は産業部門と民生業務部門からの排出が、全体の約40%を占めています。

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入、エネルギー管理システムなどの省エネルギーの設備を導入することで、エネルギーをスマートに使うことができ、二酸化炭素排出量の削減につながります。

また、高熱水費の削減や、EMS 評価の向上なども期待できます！

## 問い合わせ先

所沢市 環境クリーン部 環境政策課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話：04-2998-9133

FAX：04-2998-9394

E-Mail：[a9133@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9133@city.tokorozawa.lg.jp)

### ◆補助対象者

自らが事業を営み、又は活動する事業所等において補助対象事業を実施する者

(※賃貸住宅の所有者の方も補助の対象です。)

### ◆補助対象事業

令和2年4月1日以降、市内の事業所等へ下記のとおり設備を導入する事業(ただし、補助対象経費の合計が100万円以上(税込)となる事業に限る)

《補助対象項目》

- ・太陽光発電システム  
(EMSを設置するもの)
- ・営農型太陽光発電  
(ソーラーシェアリング)

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



# —目次—

## ■補助金が振り込まれるまでの流れ・・・・・・・・・・P3

## ■全ての補助対象項目に係る共通事項・・・・・・・・・・P4~P8

○補助対象者、補助対象事業の実施期間

○申請期間、申請方法、補助対象事業、金額及び上限額（一覧）

○補助対象経費、実績報告兼請求

○補助対象事業の変更、補助対象事業の廃止、管理、処分の制限

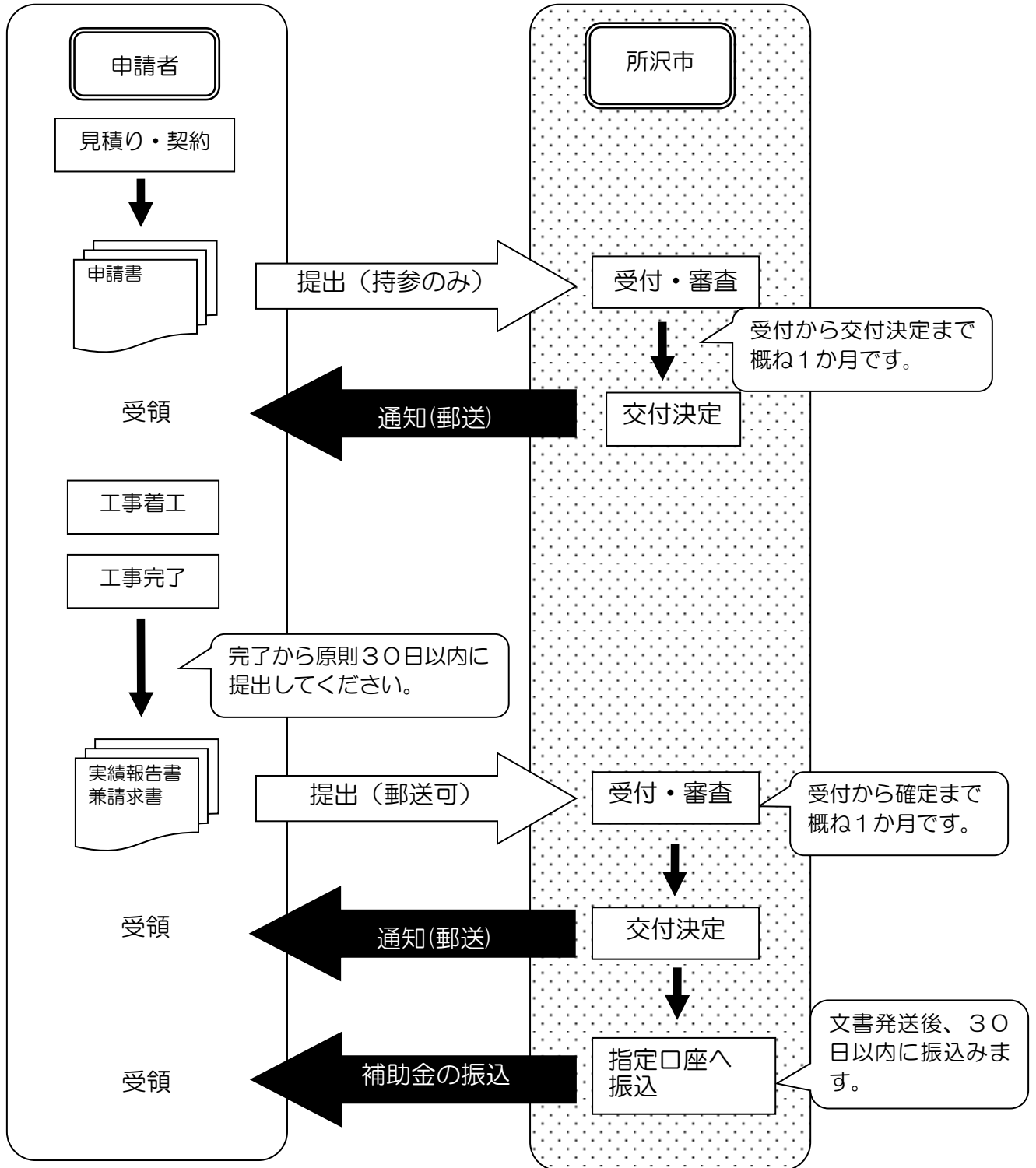
○書類の保存など

## ■各補助対象項目の対象要件及び必要書類・・・・・・・・P9~P10

1 太陽光発電システム・・・・・・・・P9

2 ソーラーシェアリング・・・・・・・・P10

# 補助金が振り込まれるまでの流れ



# 全ての補助対象項目に係る共通事項

## 1. 補助対象者

- ・自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人又は法人（※1）
- ・埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者（※2）
- ・補助金の申請時、実績報告時に市税の滞納がない者（※3）
- ・同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者（※4）
- ・個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者

※1 賃貸住宅等の共有部分に使用するために補助対象事業を実施する賃貸住宅等の所有者の方も補助対象者になります。

市外に事業の本拠地を置く事業者が、市内の事業所等に補助対象事業を実施する場合も、補助の対象となります。

（例）市外の本社が、市内にあるA支店に補助対象事業を実施する場合

※2 埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者が地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。

※3 納税の状況について、市の内部のシステムにより確認させていただきます。ただし、場合によっては、納税証明書の提出を求める場合もあります。

※4 国、県からの補助金との併給は可能です。また、補助対象事業を実施するための資金調達に関する補助を受ける場合でも補助の対象となります。

（例）市の設備投資に対する利子補給制度（所沢市中小企業設備投資融資利子補給事業）を受ける場合でも補助の対象となります。

本補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内に1事業者あたり1回限りです。

## 2. 補助対象事業の実施期間

令和2年4月1日（水）から令和3年2月26日（金）まで

（この期間中に補助対象項目に係る機器等を取得する必要があります。）

※実績報告書兼請求書は令和3年3月25日（木）まで受け付けます。

※前年度に既に契約締結を行い、当該期間中に工事や引渡し等を実施する場合も対象とします。

### ※3 取得とは？

取得とは、事業の実施期間中（令和3年2月26日まで）に領収書の発行が済み、補助金の交付申請兼請求書又は実績報告書兼請求書を提出できる状態であることをいいます。

ただし、取得が年度内に行われたとしても、住民基本台帳への登録など補助対象者となるための要件が年度内に揃えられなかった場合は、補助の対象とはなりません。

## 3. 申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

申請のタイミング	令和2年度申請受付期間（厳守）
工事着工前	4月1日（水）から2月26日（金）まで。 （土・日・祝日は除く。）※5 なお、実績報告は3月25日（水）まで受け付けます。

先着順で受付します。なお、補助金の申請額が予算に達し次第、受付を終了します。

申請書を窓口にお持ちいただいてから書類收受まで審査のお時間をいただきます。  
速やかな受付を期すためにも、大規模な工事の申請については、予めご相談をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 4. 申請方法

所沢市環境クリーン部環境政策課（市役所5階）に、「所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者用）【様式第4号】」に必要書類を添付して持参してください。（※6）

- ※6 受付時に訂正をしていただく場合がありますので、印鑑をご持参ください。また、申請書の捨印箇所に必ず押印してください。  
必要書類等に不備があり申請期間中に修正していただけない場合、ご提出いただいた書類を一式返却いたしますので、ご了承ください。

補助対象経費の合計が100万円以上（税込）である事業が補助対象事業となります。

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電システム(EMSを設置するもの)	補助対象経費の 1/10	200万円
営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）	補助対象経費の 1/5	

## 6. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象項目に係る機器等の購入費用や設置に伴う工事費等補助対象事業を実施するのに必要不可欠と考えられる経費です。

（※既存設備の撤去費用や認定費用などは対象となりません。）

### ◆各補助対象項目の補助対象経費

補助対象項目	補助対象経費
太陽光発電システム(EMSを設置するもの)	①機器費 設備機器、必要不可欠な付属機器
営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）	②設置工事費 設置費、材料費、労務費 機器搬入費、その他市長が認める経費

## 7. 実績報告書兼請求書

補助対象事業を完了した日から30日以内又は令和3年3月25日（木）のいずれか早い日までに、「所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者用）【様式第12号】」に必要書類を添付して、提出してください。（※7）

※7 郵送による提出も受け付けますが、郵便事故の責任は負いかねますので、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

なお、郵送による提出の場合には、事業完了から30日以内又は令和3年3月25日（木）までに環境政策課に到着することが必要です。

## 8. 補助対象事業の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合（※8）は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第7号】」に必要書類を添付し、必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。（※9）

### 【必要書類】

- 変更内容を確認することができる書類（変更契約書の写し、図面等）

※8 変更申請書の提出が必要となる場合は、補助対象経費、補助金申請額、契約の相手方、導入する機器等に変更がある場合です。変更申請書の提出が必要となる場合は、補助対象経費、補助金申請額、契約の相手方、導入する機器等に変更がある場合です。（なお、予算の執行状況により、追加決定ができない場合もあります。）

※9 郵送による提出も受け付けますが、郵便事故の責任は負いかねますので、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

## 9. 補助対象事業の廃止

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止又は廃止しようする場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第9号】」を提出してください。（※10）

※10 郵送による提出も受け付けますが、郵便事故の責任は負いかねますので、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

## 10. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間（以下「管理期間」という）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

## 11. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合がございます。

## 12. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

## 13. アンケート等の実施・協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じて事業導入に係るアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願い致します。



## 1 事業者用 太陽光発電システム EMS を設置するものに限る

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中古品又は自作品でないもの</li> <li>• 日本産業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの</li> <li>• 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの</li> <li>• EMS については、エネルギー使用量を個別に計測し蓄積し、「見える化」が図られているもの</li> </ul>
補助対象経費	①本体機器費 ②設置工事費
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者用）【様式第4号】</li> <li>② 事業計画書</li> <li>③ 補助対象事業の実施効果分かる書類</li> <li>④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し (法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等)</li> <li>⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し</li> <li>⑥ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書の写し</li> <li>⑦ 施行箇所の施工前の現況写真</li> <li>⑧ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</li> </ol> <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】</li> </ul>
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼申請書（事業者用）【様式第12号】</li> <li>② 領収書等の写し（社判・角印等の押印があるもの） ※申請年度のものに限る。</li> <li>③ 施工中・後の写真（パネル・パワーコンディショナー）</li> <li>④ 接続契約のご案内（需給契約締結後、電力会社より送付されます）（電力系統に接続しない場合は不要）</li> <li>⑤ 製品の納品書</li> </ol>

※申請時から変更が生じた場合は、速やかに変更申請書【様式第7号】をご提出ください。（必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。）

## 2 事業者用 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中古品又は自作品でないもの</li> <li>・ 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置している太陽光発電設備であること。</li> <li>・ 日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。</li> <li>・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。</li> <li>・ 継続可能で収益が見込める営農計画を立てていること。</li> <li>・ 営農に適した日射量が確保できる計画となっていること。</li> <li>・ パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていること。</li> <li>・ 支柱部分について、農地の一時転用許可を受けていること。</li> <li>・ 発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や農地の原形復旧、損害等の取扱は明確であること。</li> </ul>
補助対象経費	①本体機器費 ②設置工事費
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（事業者用）【様式第4号】</li> <li>② 事業計画書</li> <li>③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類</li> <li>④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等）</li> <li>⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し</li> <li>⑥ 補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書の写し</li> <li>⑦ 施工箇所の施工前の現況写真</li> <li>⑧ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等）</li> <li>⑨ 営農型太陽光発電設備に関する農地の一時転用許可証</li> <li>⑩ 耕作に関する書類【別紙 5-2 号】</li> </ol> <p>※申請者以外の所有者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物所有者同意書【別紙 5-1 号】</li> </ul>
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（事業者用）【様式第12号】</li> <li>② 領収書等の写し（社判・角印等の押印があるもの） ※申請年度のものに限る。</li> <li>③ 施工中・後の写真（太陽光パネル・パワーコンディショナー）</li> <li>④ 完成図面</li> <li>⑤ 接続契約のご案内（需給契約締結後、電力会社より送付されます） （電力系統に接続しない場合は不要）</li> <li>⑥ 製品の納品書</li> </ol>

※申請時から変更が生じた場合は、速やかに変更申請書【様式第7号】をご提出ください。（必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。）